

<p>松本地区職員宿舎予定地(中信地区)について【意見】</p> <p>(p87)</p>	<p>職員宿舎建設予定地であったが、県財政の逼迫により建設が凍結されたため、未利用地となっている。職員宿舎予定地として保有されている土地については、職員宿舎の今後のあり方を検討した上で、早期に、その使途について結論を出す必要がある。</p>	<p>厳しい県財政と松本地域の宿舎の入居状況を踏まえ検討した結果、職員宿舎の建設を取り止めることとしました。今後、未利用県有地としての手続きを進めてまいります。</p> <p>(職員課)</p>
<p>和田西原団地(中信地区)について【意見】</p> <p>(p89)</p>	<p>長野県住宅供給公社の保有する住宅団地である。地元松本市の要請により、需要予測を200区画以上も上回る開発を行ったことから、需要を上回る区画については、通常の販売計画のみでは売却することは困難である。今後の景気動向によっては販売戸数が増加することも考えられるが、広告宣伝活動や販売活動にあたり、継続的に松本市と連携することが望まれる。</p>	<p>平成24年度内の完売に向け、松本市と連携し、一般広告宣伝活動とは別に、販売促進策として公社では「信州型エコ住宅・環の住まい整備推進事業協賛金」や「公開住宅建設者募集」を、また、松本市では「販売促進報奨金」をそれぞれ設けるなど、協賛金や報奨金制度の創設により、連携して購入者及び住宅建設業者・ハウスメーカーに対して販売促進活動を実施しています。</p> <p>なお、平成24年度末における売れ残り区画がある場合は松本市が買い取る旨の協定書を締結していません。</p> <p>(住宅課)</p>
<p>飯田地区職員宿舎予定地(南信地区)について【意見】</p> <p>(p91)</p>	<p>職員宿舎建設予定地である。平成7年に、近隣に建設されていた上郷独身寮が上郷バイパス工事にかかることから、その代替宿舎として予定されたものである。しかし、その後の県財政の逼迫により、庁舎等施設建設の新規着工が凍結されたことから、着工されず更地のまま所有されている。</p> <p>職員宿舎予定地として保有されている土地については、職員宿舎の今後のあり方を検討した上で、早期に、その使途について結論を出す必要がある。</p>	<p>厳しい県財政と飯田地域の宿舎の入居状況を踏まえ検討した結果、職員宿舎の建設を取り止めることとしました。今後、未利用県有地としての手続きを進めてまいります。</p> <p>(職員課)</p>
<p>日光平宿舎C(南信地区)について【意見】</p> <p>(p93)</p>	<p>空室状態が継続している職員宿舎である。平成15年4月以降、入居者が無い状況が続いている。施設の老朽化及び陳腐化が著しく、使用料が安いとはいえ、今後、新たな入居者を期待することは困難なものと推測される。また、未使用期間が長かったことから、使用するには、配管等の再整備に費用がかかる。加えて、当該物件の周辺には信州大学が設置されており、一般のアパート・賃貸住宅が非常に多くあり、新しく安価な民間住宅に入居する教職員も多く、かつ、教職員数自体、減少傾向にある。</p> <p>職員宿舎として再整備することは合理的ではないが、一方で、未利用地として処分する際には、この1棟のみでは売却もしくは利用価値に乏しい。このため、隣接する日光平宿舎A及びBの入居者の退去を待って、併せて処分を検討することが望ましいものと考えられる。</p>	<p>未利用宿舎として管財課に報告しておりますが、意見のとおり単独での処分は困難なため、隣接宿舎の入居状況を勘案しながら、一体としての処分を検討してまいります。</p> <p>(教育委員会)</p>
<p>山本団地(南信地区)について【意見】</p> <p>(p95)</p>	<p>長野県住宅供給公社の保有する住宅団地である。55区画を売り出したが、17年の販売期間中、販売されたのは16区画のみである。市街地から離れており小学校や中学校等の公共施設も近隣になく、利便性が高い立地条件とはいえ、大きな要因と思われる。</p> <p>結果として供給が過大であったと言えるが、分譲地以外での利用方法を見出すことが難しく、今後も販売に向けての努力を続けていく以外にはないと思われる。しかしながら、これまでの販売状況や現在の社会状況を見ると完売するのは大変困難と思われる。長野県住宅供給公社が保有する分譲資産の中でも、滞留の長期化が最も懸念される物件と思われる。</p>	<p>地元不動産業者へも斡旋を依頼しながら、完売に向け努めます。</p> <p>(住宅課)</p>
<p>下諏訪寮(南信地区)について【意見】</p> <p>(p101)</p>	<p>閉寮した独身寮である。</p> <p>諏訪地区の2か所の独身寮(岡谷寮、下諏訪寮)の入居率が共に低く、距離も近いことから、築年数及び設備面で優る岡谷寮に統合し、閉寮したものである。未利用県有地として報告されているが、受水槽を隣接する「宮の脇宿舎」と共有しており、かつ、敷地についても分筆が必要なことから単独の売却には困難が予想される。</p> <p>しかし、隣接する「宮の脇宿舎」及び町有地と併せての売却もしくは再利用を図ることにより、老人保健施設等の大規模施設への転用の可能性も出てくるものと思われることから、「宮の脇宿舎」の今後を検討する際には、この点に留意することが望まれる。</p>	<p>意見のとおり、施設の構造等から単独での処分は困難なため、隣接する「宮の脇宿舎」の入居状況等を勘案し、町有地については町と調整を図りながら、処分方針を検討してまいります。</p> <p>(教育委員会)</p>

<p>豊田寮(南信地区)について【意見】 (p104)</p>	<p>休止した独身寮である。 ①立地条件が悪い(駅から遠い、周辺に商店がない等)に入居者が年々減少、②入居希望者については、近隣の2寮(高木寮、下金子寮)にて受入れ可能、③維持管理費等の経費節減を理由として、平成16年7月に休止している。 単身者用宿舎として改築したい意向を有しているが、厳しい県財政の中、その実施は容易ではない。豊田寮単独ではなく、近隣の高木寮及び下金子寮を含め、諏訪地域における職員宿舎のあり方並びにその要否を検討することが望まれる。</p>	<p>厳しい県財政と諏訪地域の宿舎の入居状況を踏まえ検討した結果、当該建物の改築を取り止めることとし、廃止することとします。 (諏訪地方事務所) (職員課)</p>
<p>くるみ台団地(南信地区)について【意見】 (p106)</p>	<p>長野県住宅供給公社の保有する住宅団地である。上諏訪駅までは4km弱であり、主な移動手段は自動車又はバスである。元来、土地の少ない諏訪地域において、優良な宅地を提供することを目的として分譲したが、その後のバブル崩壊により、販売が滞っている。但し、立地条件は悪くないため、今後も地道な努力によって販売していく必要がある。</p>	<p>各区画の要因見直しを行い、標準区画より劣ると思われる区画については再査定による思い切った価格設定を行い、これを購入者にアピールし、分譲に努めます。 (住宅課)</p>
<p>中大塩団地(南信地区)について【意見】 (p107)</p>	<p>長野県住宅供給公社の保有する住宅団地である。造成済みの分譲区画については、既に全体の97%以上の区画が分譲済みとなっていることや、平成21年度に入ってから2区画程度の成約があったこと等から、販売を継続することが合理的な選択肢と考える。未分譲のまま保有するコストを勘案した上で、価格水準の見直しも含めて、早期の売却を促進することが望ましい。 未造成地については、茅野市において、当該区画の住居地域から準工業地域への用途変更が認められれば、平成21年度内の売却が可能とのことである。しかし、一部の隣接する団地住民の中には、当該用途変更に対する反対の住民もあることから、その理解を得た上で、速やかな売却を図ることが望ましい。</p>	<p>分譲区画については、市場価格等を参考に分譲価格の見直しをし、早期完売に努めます。 未造成地については、茅野市において住民説明会を開催し、都市計画の変更等に関する住民の理解が得られたことから、平成23年1月末に茅野市へ有償譲渡(売却)しました。 (住宅課)</p>
<p>県営富士見高原産業団地(南信地区)について【意見】 (p109)</p>	<p>県営産業団地である。 未分譲区画数が多いが、分譲済みの一部区画においては、民間事業者が工場等を設置し事業を開始していることから、団地の全区画を一括して他の用途への転用等を図るような大規模な用途変更は困難なものとする。なお、平成21年度において、既進出企業が隣接する区画の一部を購入する契約が成約しているが、この他は、いくつかの引き合いはあるものの、現在の景気の影響もあり、なかなか成約には至らない状況とのことである。 いずれにしても、地元富士見町の協力も得ながら、工場や事業所以外への用途の転用も視野に入れつつ、販売を継続するほかないものとする。</p>	<p>現在も、富士見町と連携しながら企業誘致に努めており、引き続き分譲促進を図っていきます。 なお、平成23年度から、リース制度を一部区画で導入します。 (経営支援課)</p>
<p>5 県有施設の耐震化と大規模修繕計画 県有施設の耐震化</p>		
<p>大規模修繕と耐震化改修工事の同時施工計画による効率化とコスト削減について【意見】 (p114)</p>	<p>耐震化改修工事は、通常の改修工事等との同時施工が効率的であり、コストの削減を図ることができ。管財課主管の施設のうち県庁、合同庁舎等の主要な施設については、耐震化改修工事と同時に大規模修繕工事を実施する方針とされている。さらに高等学校及び養護学校等の特別支援学校については、耐震診断結果を考慮して耐震化改修工事を実施するだけでなく、必要に応じて大規模修繕、除却、建替え実施の方針を決定している。しかし、上記以外の施設については、大規模修繕と耐震化改修工事を同時に実施するための取り組みは特に図られていない。 耐震化改修工事の計画は施設課が作成するが、大規模修繕の計画は各財産管理者が作成することになっている。予算の制約はあるものの、施設課と各財産管理者において、大規模修繕計画と耐震化改修工事の計画とのすり合わせを行い、計画的に施工できるよう工夫することが望ましい。</p>	<p>県有財産の総合調整・総合利活用を図るため、平成23年1月に全庁的なプロジェクトチームを立ち上げ、県有財産に関する基本方針の策定等に取り組んでいます。 このプロジェクトチームの中で、耐震化プログラムの推進及び大規模修繕計画の策定など、計画的な県有施設の長寿命化の検討を行ってまいります。 (管財課) (施設課)</p>

施設の大規模改修

<p>大規模修繕計画の作成と県有財産に関する総合的な情報共有のためのデータベースの構築について【意見】</p> <p>(p116)</p>	<p>施設の保全を計画的、効率的に行うためには、耐震化改修工事のためのデータベースのみではなく、施設の維持・修繕履歴も含めた財産保全関連のデータベースを構築することが望ましい。</p> <p>現状、各施設の大規模修繕計画の策定と実施は、各部署において行われており、各部署の大規模修繕計画の策定状況及び工事の実施状況について、全庁的に把握している部署は存在しない。大規模修繕工事の実施には、財産管理、営繕、環境、財政等の多数の部署が関係することから、関係部署からなる委員会組織を立ち上げ、全庁的な県有財産の管理の一環として大規模修繕についての管理を行うことが望ましい。また、大規模修繕計画における投資額は、財政運営上の負債であり、中期的な財政計画への反映が必要であると考え。</p>	<p>県有財産の総合調整・総合利活用を図るため、平成23年1月に全庁的なプロジェクトチームを立ち上げ、県有財産に関する基本方針の策定等に取り組んでいます。</p> <p>このプロジェクトチームの中で、県有財産の維持・修繕等の履歴等を網羅的に把握するため、財産保全関連のデータベース化の検討を行ってまいります。</p> <p>また、このプロジェクトチームの中で、今後の推進体制を検討しており、最終的には全庁的な県有財産ファシリティマネジメント推進会議を設置し、県有財産の総合調整並びに定期的な進捗管理を実施していく予定です。</p> <p>更に、中長期的な財政計画との整合性を図るため、企画・財政セクションが推進会議に参加する予定です。</p> <p>(管財課) (施設課)</p>
<p>建築物保全のための大規模修繕計画等の作成のルールについて【意見】</p> <p>(p116)</p>	<p>建築物の種類・規模や公共性に応じて、大規模修繕計画作成の必要性の有無を判定する基準を作成し、必要な施設については大規模修繕計画を作成するルールとすることが望ましい。</p>	<p>県有財産の総合調整・総合利活用を図るため、平成23年1月に全庁的なプロジェクトチームを立ち上げ、県有財産に関する基本方針の策定等に取り組んでいます。</p> <p>このプロジェクトチームの中で、定期点検・施設修繕マニュアルを策定するとともに、耐震化プログラムの推進及び大規模修繕計画の策定など、計画的な県有施設の長寿命化の検討を行ってまいります。</p> <p>(管財課) (施設課)</p>
<p>実際の需要予測に基づく再建築及び大規模修繕費用の見積もりについて【意見】</p> <p>(p116)</p>	<p>再建築（改築）及び大規模修繕のための費用を試算すると、約1,685億円となり、10年間で実施するとした場合においても、1年あたり約169億円の支出になることから、県の財政にとっては多額の負担と言える。</p> <p>実際には、建物の長寿命化や人口減少による施設の再配置によって再建築が不要となる建物もあるが、今後の財政政策・計画の策定にあたっては、施設の必要性を十分に検討したうえで、再建築（改築）及び大規模修繕の費用を見積もることが望ましい。</p>	<p>県有財産の総合調整・総合利活用を図るため、平成23年1月に全庁的なプロジェクトチームを立ち上げ、県有財産に関する基本方針の策定等に取り組んでいます。</p> <p>このプロジェクトチームの中で、耐震化プログラムの推進及び大規模修繕計画の策定など、計画的な県有施設の長寿命化の検討を行ってまいります。</p> <p>更に、施設アセスメントを実施し、県有施設の集約化（廃止、統合等）の検討も進めてまいります。</p> <p>(管財課) (施設課)</p>
<p>多様な要素を考慮した資産保全計画の作成について【意見】</p> <p>(p117)</p>	<p>施設保全の方針・計画の作成にあたっては、CO₂の削減、ユニバーサルデザイン、周辺環境との調和等多様な要素について配慮することが望ましい。</p>	<p>県有財産の総合調整・総合利活用を図るため、平成23年1月に全庁的なプロジェクトチームを立ち上げ、県有財産に関する基本方針の策定等に取り組んでいます。</p> <p>このプロジェクトチームの中で、県有施設の保全の方針や計画の策定において、CO₂の削減など多様な課題に対しても検討を行なってまいります。</p> <p>(施設課)</p>

県営住宅

<p>(県営住宅にかかる) 財産保全関連のデータベースの必要性について【意見】</p> <p>(p120)</p>	<p>県有施設と同様に、県営住宅についても、維持・修繕履歴を含めた財産保全関連のデータベースを構築することが望ましい。</p>	<p>現在、県営住宅の計画修繕については、各所又は公社で独自の修繕の履歴を保持しています。</p> <p>また、財産保全関連のデータベース化については、平成22年度に設置された「県有財産ファシリティマネジメント・プロジェクトチーム」において今後検討する予定です。</p> <p>(住宅課)</p>
<p>(県営住宅にかかる) 有効活用の検討について【意見】</p> <p>(p120)</p>	<p>資産の有効活用の観点からは、県営住宅の建替えにあたり、市街地の土地の余剰を創出して売却や賃貸を図ることが考えられる。しかし、郊外の老朽化した住宅を継続的に市街地に集約・建替えすることが必要な現状においては、市街地に余剰の土地を創出することは困難である。</p> <p>ただし、建替えにおいては、管理費用の削減や入居率の向上等による収支の改善を検討することが望まれる。</p>	<p>建替えにあたっては、将来の修繕や維持管理に係る費用が縮減できるよう、設計の段階から配慮するよう努めています。</p> <p>(住宅課)</p>

<p>中長期建替計画の再検討について【意見】 (p121)</p>	<p>県営住宅ストック総合活用計画では、平成22年度から42年度までの20年間に3,614戸を建替えることとしていることから、毎年約180戸の建替えが必要となる。しかし、平成20年～21年度における実際の建替え戸数では、これに大幅に不足する。予算の現状を踏まえ、建替え計画の再検討が望ましい。また、建替えに要する建築費等は試算されていないが、県財政に対する影響を把握するため、少なくとも概算額について試算することが望ましい。</p>	<p>現状や今後の社会情勢予測等を踏まえ、将来的に必要な県営住宅ストックを確保するため、建替計画を見直しています。 また、その中で概算事業費等の試算も検討しています。 (住宅課)</p>
<p>県営住宅会計の明確化について【意見】 (p121)</p>	<p>作成したキャッシュ・フロー計算書によると、行政サービス活動では699百万円のキャッシュ・フローのプラスが生じている。県営住宅の使用料収入は県営住宅の管理のために充当されるべきものであり、管理費を支出した後の余剰があれば、それは将来の修繕等のために確保しておくべきものである。県営住宅の建築資金や県債の償還資金は一般財源から充当されているが、一般財源の投入状況や使用料収入の余剰の使途を明確にするためには、県営住宅に係る事業を特別会計として区分することが望ましい。</p>	<p>県営住宅は低所得者に住宅を供給するほか、グループホームとしての活用等、住宅セーフティネットの中核となっています。 県営住宅の使用料収入は、管理事業のほか、建設事業(県債の償還金)等に全額充当されています。 今後更に低所得者の受入れが進むことが考えられる状況の中で、特別会計化を図る場合には、使用料収入が落ち込んだ場合の事業費の圧縮、一般会計からの繰入の基準及び基金の積立等さまざまな課題があるため、特別会計化は難しいと考えています。 (住宅課)</p>
<p>高等学校</p>		
<p>(高等学校にかかる)財産保全関連データベースの必要性について【意見】 (p122)</p>	<p>学校は県有施設の中でも公共性が高く、安全性の確保が強く要求される。また、用途の面でも体育館や化学室等、多様である。維持・修繕業務を効率的に実施するためには、財産保全関連のデータベースの構築が望まれる。</p>	<p>高等学校の施設及び設備の管理については、教員又は行政職員が、実際に目を配り、或いは使用しながら、日常的に修繕等の要否を判断しています。 データベースについては、県有財産ファシリティマネジメントプロジェクトチームの取組みに合わせて対応します。 (教育委員会)</p>
<p>高等学校の耐震化工事の早期実施の必要性について【意見】 (p122)</p>	<p>高等学校の耐震診断の結果、評価値が0.5未満と判明している建物については、耐震化工事が、概ね平成21年度当初に予算化されているか、平成21年6月の補正予算で手当されている。 しかし、耐震性が低いとされた学校であっても、高校再編の対象として検討されている高校では、耐震化工事が平成22年度以降とされている。このような学校では、生徒が安全性に問題のある状況に置かれることから、高等学校再編の実施計画を早期に決定することが望ましい。</p>	<p>高校再編対象校についても、生徒の安全確保のために必要な工事は行ってまいります。 (教育委員会)</p>
<p>6 県営林</p>		
<p>森林の資産評価について【意見】 (p133)</p>	<p>森林の資産評価については、財務諸表の作成を踏まえた資産評価を考えると、保有目的に対応した時価評価を検討することが望まれる。今回の評価は、いわば環境保全目的としての固定資産としての評価ともいえる。森林を伐採して売ったり、立木のまま売ったりする場合には売却価格を算定しているが、最近取引事例が少なく、今後の売却予定も多くはない。 森林の保有目的は必ずしも売却がすべてではなく、森林の環境保全効果も大きい。そのためにも、立木の資産評価について今度も検討することが望まれる。</p>	<p>立木の資産評価に向け、その根拠となる基礎データについて、森林の資源状況調査(一筆調査)により、現在計画的に実施しています。 また、森林の環境保全効果に基づく、簡便で精度の高い立木評価手法を、今後国や他県の例を参考にしながら検討してまいります。 (森林づくり推進課)</p>
<p>県有林維持コストについて【意見】 (p134)</p>	<p>県有林の維持のための支出は、平成20年度の特別会計では332百万円かかっているが、間伐費用151百万円と県債償還121百万円の割合が大きい。 森林資源は、現状では売却可能資産であるというよりも、環境保全の観点から長期的に維持保全していく必要がある。限られた財政の中で効率的な管理と収入獲得が望まれる。</p>	<p>県営林の管理・経営については、今後とも一層の経費縮減に努めるとともに、収入間伐を計画的、積極的に実施するなど、財産収入の確保を図ってまいります。 また、環境保全の視点や長期的な経営方針への対応等については、次期「第9次県営林管理経営計画」策定の中で検討する予定です。 (森林づくり推進課)</p>

<p>カーボンオフセットモデルの検討について【意見】 (p134)</p>	<p>徳島県において、企業の地球温暖化対策を後押しするため、森づくりに投資した金額に応じて、企業の二酸化炭素(CO₂)排出量から森林吸収分を差し引いて公表する制度を始めた。徳島県に確認したところ、この事業は、「とくしま協働の森づくり事業(カーボンオフセットモデル)」として、地球温暖化対策推進条例と、CO₂吸収認証制度を組み合わせたもので、全国でも初めての試みであろうということであった。企業にとっては、CO₂削減の効果だけでなく、寄附金が法人税上の損金算入が可能であり、社会貢献として県のホームページに公表される等のメリットがある。現在のところ、寄付の金額としては、1社当たり20万円から300万円程度とのことである。</p> <p>長野県においては、現在のところ、森林のCO₂吸収量を企業等の排出量から差し引いて公表する制度は存在しない。今度の課題であるが、林務部と環境部を含めて県庁全体で、長野県版のカーボンオフセットモデルの導入の検討をすることが望まれる。また、県営林としても、将来的には、J-V E R制度を活用して、CO₂の排出量を適切な価格で取引を行うことを検討することが望まれる。</p>	<p>(長野県版カーボンオフセットモデルの検討について)</p> <p>本県では、平成18年に「長野県地球温暖化対策条例」を制定し、大規模事業者等を対象に温室効果ガスの排出抑制計画書制度を運用しています。</p> <p>一方、現在、企業が拠出した資金により間伐等森林整備を行った場合に、その森林吸収量を評価認証する制度として、国が構築したJ-V E R制度や本県の「森林の里親促進事業」CO₂吸収評価認証制度などがあります。</p> <p>平成23年度に温暖化対策全般を見直し、再構築する中で、排出抑制計画書制度とこれらの森林整備によるCO₂吸収量評価認証制度を組み合わせた新たな制度についても、併せて検討してまいります。</p> <p>(森林づくり推進課) (環境政策課)</p> <p>(県営林におけるJ-V E R制度の活用について)</p> <p>J-V E R制度は平成20年11月に環境省が創設し、平成21年3月からは、森林によるCO₂吸収量も認証の対象となりました。</p> <p>このため、県有林の森林整備により達成されるCO₂吸収量について、このJ-V E R制度を活用し、企業等へ販売可能なクレジットを取得する「県有林オフセット・クレジット創出事業」を実施するための所要額を、平成23年度当初予算案に計上しました。</p> <p>(森林づくり推進課)</p>
7 長野県土地開発公社の保有土地の状況と課題		
<p>長野県土地開発公社の在り方について【意見】 (p139)</p>	<p>長野県土地開発公社のあり方については、土地開発公社を廃止もしくは存続させた他の自治体の状況を見つつ、今後、改めて結論を出す必要がある。今までどおり機能を存続させる可能性もあるし、廃止とすることもあり得る。</p> <p>いずれにしても、平成20年1月の長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)が最終結論ではなく、少なくとも3年ごとには再検討を行う必要があると考える。</p>	<p>外郭団体については、社会経済情勢が変化する中、不断の見直しが必要と考えており、毎年、団体の事業実施状況等の評価をする中で、検証しております。</p> <p>土地開発公社については、機能を県の施策に活かす必要性について常に検証するとともに、プロパー職員をゼロにした上で効率的な運営が可能となる組織改革や、経費縮減のための経営改善を続けてまいります。</p> <p>(行政改革課) (土地対策室)</p>
<p>産業団地の早期売却に向けた努力について(長野県土地開発公社)【意見】 (p140)</p>	<p>改革基本方針によると、産業団地は、その取得及び処分本来責任のある県において積極的に分譲を図り、早期に整理することとしている。しかしながら、実際には、近年の経済状況等の理由によって、整理は進んでいない。県営日滝原産業団地の例にもある通り、未分譲の土地で一番広いものは3.77haもあり、それだけの土地を購入する余力が購入サイドにないことも整理が進んでない一因となっている。今後、引き合い状況に応じて分譲する土地を分割する等整理に向けた一層の努力を行う必要がある。</p>	<p>引き続き分譲促進を図るため、平成23年度から、リース制度やオーダーメイド分譲(小規模区分分譲)などの新しい分譲方式を一部区画を導入します。</p> <p>(経営支援課)</p>
<p>借入金との関係について(長野県土地開発公社)【意見】 (p143)</p>	<p>平成20年度末時点で、長野県からの無利子借入金4,458百万円及び市中銀行からの借入金5,328百万円の合計9,786百万円の借入金残高がある。このうち、市中銀行からの借入金は金利が発生することから、早期に返済する必要がある。</p> <p>なお、長野県(土地開発基金)からの借入金は無利子となっているが、これについても長野県の財政負担が生じていることは事実である。このため、土地の整理に向けた一層の努力が必要であると同時に、土地開発基金の活用にあたっては、本来の目的に支障が生じない等、長野県の財政運営にも留意して行う必要がある。</p>	<p>県の財政負担を増加させないために、土地開発公社から産業団地用地を引き取ります。</p> <p>なお、土地開発基金については、所期の目的を達し、かつ、知事が特に必要と認めたことから、全額を一般会計に繰り入れるとともに、同基金条例は廃止します。</p> <p>(経営支援課) (土地対策室)</p>
<p>用地保有に伴う維持費の処理について(長野県土地開発公社)【意見】 (p143)</p>	<p>産業団地の整理が進まない、その分将来の県負担となる維持管理費や市中銀行への支払利息が毎年度膨らむこととなる。平成20年度の長野県土地開発公社の収支決算書によると、産業団地の維持に係る1年間の費用は58,486千円であり、この費用は、土地開発公社の流動資産である代行用地の取得価額の一部に算入されることになる。</p> <p>本来、土地開発公社が自ら開発した用地であれば、完成後に発生する維持管理費・支払利息はその年度の費用とするが、代行用地の場合、維持管理費・支払利息は最終的に県が負担するため、用地の取得価額に算入している。</p> <p>しかしながら、長野県が負担すべき費用の先送りを防ぐため、土地開発公社において維持管理費・支払利息相当分を期間費用として処理した上で、長野県が財政状況等を勘案しながら、毎年度補助金を交付する等の方法も検討する必要があると考える。</p>	<p>支払利息等県の将来的な財政負担を増加させないために、土地開発公社から土地を引き取り、維持管理を含めて県が直接管理してまいります。</p> <p>(経営支援課)</p>

8 長野県住宅供給公社の保有土地の状況と課題
長野県住宅供給公社の分譲事業

物件別の現状及び問題点
について(長野県住宅供給公社)【意見】
(p160)

1) 犀北(さいほく)第二団地(長野市)

JR信越本線安茂里駅近くの土地。平成21年度に2区画売却し残りは4区画となっている。また、長野新幹線用地南に位置する三角地となっている土地については、一括での売却は難しく、現在も未造成地となっているが、時期を見て住宅地として造成し残地が生じた場合には駐車場として利用することも一つの方法である。住宅用地として造成されている4区画については、売却に向けて対応を図るしかないと思われる。

2) 御園(みその)団地(伊那市)

平成21年度は期首時点では残り1区画であったが売却が完了している。

3) マツダ団地(長野市)

JR信越本線安茂里駅近くの土地で新幹線開通時に代替地として購入している。以前は賃貸住宅の建設を予定していたが、需要が低く家賃も近隣相場より高目に設定せざるを得ない等の事業であったため計画を変更している。現在は社会福祉施設を建設し、社会福祉法人によるデイサービス等の実施が考えられているが具体化はしていない。

4) 綿内中央団地(長野市)

長野市東部、千曲川の右岸にある土地。全120区画を売り出し、平成20年度末時点では3区画残っていたが、平成21年度に1区画売却され残りは2区画となっている。

5) 福与スカイタウン団地(箕輪町)

箕輪町にある土地。平成21年度現在2区画が未売却となっている。

6) 古間駅前(信濃町)

野尻湖近くの土地。人口減少に歯止めをかけたいとの地元の要望があり、長野県住宅供給公社が開発し売り出した土地。平成20年度末時点では16区画残っていたが、平成21年度に2区画売却され残りは14区画となっている。

7) 原宮(高山村)

人口減少に歯止めをかけたいとの地元の要望があり、長野県住宅供給公社が開発し売り出した土地。平成20年度末時点では4区画残っていたが、村営住宅に利用するとして平成21年度に2区画売却し残りは2区画となっている。

8) せせらぎ(千曲市)

市内から離れていることもあり売行きが悪い。平成20年度末時点では8区画残っていたが、平成21年度に1区画売却し残りは7区画となっている。販売価格の値下げも検討しているとのことである。

9) ゆとりの街(長野市)

長野市の土地区画整理事業で保留地と従前地を購入している。平成21年度に2区画売却し残り14区画であるが、近隣は近年住宅開発が進んでおり、小中学校も近隣にある等住環境は整備されている。時間はかかるかもしれないが売却は可能な物件とのことである。

10) 三輪(長野市)

4区画売り出して1区画が売れ残っている。今後販売に向けての対応が望まれる。

11) JKタウン伊勢宮伊勢宮南

平成21年度は期首時点では11区画保有していたが、全て売却の予定である。

造成完成区画の4区画については、平成22年度に3区画を分譲し残保有区画は1区画となったことから、引き続き完売に向け努力します。

新幹線用地南に位置する三角地となっている土地については、老人保健施設等用地として一括取得の問合せを受けた経過もあることから、一括活用又は分譲区画造成のどちらでも対応できるよう道路整備等を進めてまいります。

過去に老人保健施設等の問合せもあったことから、事業用地として引続き一括譲渡先を探してまいります。

平成21年度に2区画を分譲し残保有区画は1区画となったことから、引き続き完売に向け努めます。

地元不動産業者へも斡旋を依頼しながら、完売に向け努めます。

平成22年度に1区画を分譲し残保有区画は13区画となったことから、引き続き完売に向け努めます。

引き続き市場価格等を参考とした分譲価格の見直しを行い完売に向け努めます。

引き続き市場価格等を参考とした分譲価格の見直しを行い完売に向け努めます。

平成22年度で5区画を分譲し残保有区画は9区画となったことから、引き続き完売に向け努めます。

引き続き完売に向け努めます。

1区画においてキャンセルが発生したが、当該団地は分譲開始時には競争率が2倍あり、次点者による申込があったことから、平成23年度に一般分譲住宅として分譲の予定となっています。

(住宅課)

長野県住宅供給公社の保証債務・損失補償額

長野県住宅供給公社の財政状態・業務状況について【意見】
(p165)

長野県住宅供給公社の財政状態は比較的良好といえる。平成21年3月31日時点では長野県からの借入もなく、新たな県費負担を要する状況でもないと思われる。
しかし、長野県住宅供給公社は多額の借入金を抱えており、借入金の返済のためには長期事業未収入金を計画通りに回収することが必須となる。経済状況の変化によっては、現在は比較的良好な長野県住宅供給公社の財政状態も一転してしまう可能性がある。そのため、財政状態については常に配慮しておく必要があり、例えば分譲事業資産についても財政状態の改善という視点を持って対応していくことが望まれる。

ご指摘の借入金については、毎年繰上償還を実施しており、平成22年12月末時点の借入金残高は約50億円です。特に借入金のうち最も多いその他賃貸住宅に係る借入金の返済財源は、県からの償還金であるので問題なく返済が可能です。
また、分譲資産については、毎年決算時に評価替えを実施しており、地価の下落に対しても柔軟な対応が可能であるので、財政状態を見ながら分譲に努めます。

(住宅課)

9 社団法人長野県林業公社について

長野県林業公社について【意見】
(p169)

公社が契約管理している森林は民有林であり、県有林ではないが、県の無利子貸付金を財源にして森林整備を行っているものである。その意味では、公社は、県全体の森林保全に貢献しているが、金利コストを意識して、経営改革プランの実現に向けて努力し、確実な借入金の返済が望まれる。

平成20年度から5年間、分取率の見直しや収入間伐の実施など、経営改善を集中的に実施し、債務残高の縮減を図っております。
経営改革プランは5年毎に検証を行い、更なる経営改善に向けて努力してまいります。

(森林づくり推進課)

10 県債の管理について

県債管理の考え方について【意見】
(p177)

一般会計における県債管理は、現状の金利情勢において、堅実なものであり、今後とも維持していくことを望むものである。他方、公営企業会計においては、県債の発行は、長期固定金利の占める割合が多いため、平均金利が高くなっており、金利変動のリスクを受けやすい。公営企業会計においても、平均金利を引き下げる方法を検討する必要がある。例えば、30年償還を予定する場合、30年債を発行する代わりに、10年債を発行して3回借り換えることにより、平均償還期間を短くし平均金利を引き下げる方法等を検討することが望まれる。また、県全体での県債管理について、総括的に管理することも有用であると考えられる。

平成23年度当初予算案においては、将来負担を考慮し、県債発行額を一般会計で前年度当初予算額から167億円削減しました。
引き続き、一般会計における適切な県債管理に努めてまいります。

(財政課)

病院事業会計では、現在の低金利局面が続いていることから金利変動の危険を後年度に負わせることは適当ではないこと、耐用年数が長い資産の取得に対して世代間の負担の公平を図ることが出来ること、から長期固定方式により借入れを行ってきた。長期固定方式による借入れは、現在のような低金利時においては引き続き有用な方式と考えます。他方、10年債を借り換える方式は、高金利かつ金利が安定した時代においては長期固定方式より有利となりうることも考えられます。今後とも、市場の金利動向を注視し、リスクの回避を図る中で最適な借入方法を判断してまいります。

(県立病院機構連携室)

企業局ではこれまで、
①将来金利の予測が難しい時代にあつて、後年度に金利変動のリスクを負う借入は最良でない
②長期にわたる世代間の負担の公平を図ることができる
などの判断から、長期固定借入方式を採用してきましたが、この方式は、現在のような低金利時(30年償還で2%程度の利息)にあつては、有用な手法であると考えます。

一方「10年債の借換え」による償還方式も、市場金利が高い水準にあるとき、又は金利が安定し一定の範囲を超えないときには、長期固定より有利な借入になりうることもありますので、今後とも市場金利の動向に注視し、リスク回避を図る中で、最適な借入方法を判断してまいります。

(企業局)

財政の長期的持続可能性の指標について【意見】
(p177)

実質公債費比率等の財政健全化判断比率の遵守や、通常債の縮減という財政運営の考え方は評価できる。
今後の課題であるが、県民が理解しやすいような財政指標を示すことも有用ではないかと考える。地方財政は国の財政政策の影響を受けざるをえないが、県債残高については、景気悪化の中で、短期的には県債が増加するかもしれないが、中長期的に残高水準を一定程度に抑えることの道筋を示すことができれば有用性があると考えられる。

平成23年度当初予算案においては、県債発行額を前年度当初予算額以下に縮減し、実質公債費比率や将来負担比率についても改善する見通しです。

県債残高については、通常債分は着実に減少するものの、依然として多額の臨時財政対策債の発行が続いているため、県債残高全体としては今後も増加する見込みです。

このため、地方の財源不足の補てんを過度に起債に依存しないような制度の確立を国に対して強く求めるとともに、平成23年度において行政・財政改革推進本部を立ち上げ、持続可能な財政構造の構築に向けた方策を検討し、実施していきます。

(財政課)

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月17日

長野県教育委員会教育長 山口 利 幸

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

県立特別支援学校教員用パーソナルコンピュータ155台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成23年5月1日から平成28年4月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(5) 借入物品等に関して、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局特別支援教育課

電話 026 (235) 7432

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年3月25日（金） 午前11時

イ 場所 長野県庁 議会棟401号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年3月24日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

特別支援教育課